

www.nta.go.jp

国税庁ホームページの **確定申告**

検索

クリック!

e-Tax

自宅からネットが便利！申告・納税e-Tax

インターネットで税務署へ送信!
(e-Tax) 国税電子申告・納税システム

書面提出

申告書等のデータを印刷し、税務署へ郵送で提出できます。

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます!

e-Tax を利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると・・・

その1 添付書類の提出を省略できます。

源泉徴収票や医療費の領収書などの、記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出を省略することができます。

その2 還付金を早く受け取ることができます。

e-Taxによる還付申告は、3週間程度で還付処理をしていますので、書面提出による還付申告より、還付金を早く受け取ることができます。

e-Tax をご利用になる前に

- ① 電子証明書の取得…事前に市役所市民課で電子証明書を取得してください。(くわしくは11ページをご覧ください。)
- ② ICカードリーダーライターの用意…公的個人認証サービスに適應したICカードリーダーライターを、家電販売店等で求めてください。
- ③ e-Taxの初期登録…国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、初期登録から確定申告書作成・送信ができます。

確定申告書等作成の操作に関する問い合わせは

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901) または国税庁ホームページ(www.nat.go.jp)へ

平成26年1月から**記帳・帳簿等**の保存が必要となります

◎対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得の業務を行うすべての方。

※所得税の申告の必要のない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象になります。

◎記帳する内容

売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載する、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

記帳・帳簿等の保存制度の詳しい内容は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp) 問合せは、栃木税務署個人課税部門(☎0282-22-0885)へ

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要な物		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表、その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	